

預託在庫に関する三者間覚書

[医療機関]（以下「甲」という。）、甲の委託を受けて甲の施設で医薬品・医療機器等の管理を受託する業者（以下「受託業者」という。）及び[販売業者]（以下「乙」という。）は、甲乙間で継続的に行われる乙が取り扱う医療機器等（以下「本製品」という。）の預託在庫に関し、基本的事項を定めるため、以下のとおり、本覚書を締結する。

第1条（総則）

- 1 「預託在庫」とは、乙が甲の指定する場所に乙または乙の仕入先が所有する商品を預け置き、甲が本製品を使用した時に売買の効力が発生する取引をいう。
- 2 本覚書に定める事項は、本覚書の有効期間中に甲と乙の間に行われる本製品の預託在庫の全てに、共通に適用される。
- 3 本覚書の規定と注文書、報告書その他の書面の記載との間に矛盾が生じた場合、当事者間の特段の合意がない限り、本覚書の規定が優先して適用される。

第2条（預託品の決定及び変更）

- 1 乙は、甲と協議のうえ預託品を決定し、メーカー名・製品名・モデル番号・定数等を予め甲乙間で定められた方法をもって甲に通知する。
甲は預託品の内容を確認し承認する。
- 2 甲及び乙は、協議のうえ預託品の変更（新規預託品の追加、預託品の抹消、定数変更等）ができる。変更の際には、乙は予め甲乙間で定められた方法をもって甲に通知する。
- 3 甲は、本覚書に基づく預託在庫の管理を受託業者に委託する場合は、受託業者における本覚書担当者の氏名及び連絡先を明記した上で、乙に対し書面による通知を行わなければならない。
- 4 甲から乙に前項の通知がなされた場合、受託業者は甲から本契約に定める事項の全てについて甲を代理する権限を付与されたものとみなされ、乙が受託業者に対して行った行為は甲に対して行ったものとみなされる。甲は、受託業者の代理権限を限定する場合は、乙に対する書面に明記するものとする。

第3条（預託品の補充）

- 1 乙は、預託品と現品の差異を確認し、別途に定める甲乙の合意内容に基づいて甲の指定する場所に預託品を補充する。
- 2 預託品の欠品、又は、自然災害等、乙の責めに帰すことのできない事由により預託品を補充できない場合には、乙は甲にその旨を連絡する。

第4条 (預託品の管理)

- 1 甲は、善良なる管理者の注意をもって預託品を適正に管理する責任を負う。
- 2 甲は、預託品の盗難、窃盗、横領、滅失、毀損等を防止する義務を負う。
- 3 乙は、預託品の使用期限の管理を行う。
- 4 [乙]は、[甲]による預託品の使用状況を確認し、使用頻度が低い預託品を甲に報告し協議する。
- 5 乙は、本製品の回収等の場合、甲に通知のうえこれを引き上げることができる。

第5条 (預託在庫の終了)

- 1 甲は、預託品が不必要となった場合、乙に返却の要請ができる。乙は、外観検査や使用期限等を確認のうえ、問題がなければこれを了承する。
- 2 乙は、本製品の預託在庫を終了する場合、甲による預託品の使用状況及び預託品の使用期限等に応じて、甲の承認のうえこれを引き上げることができる。

第6条 (預託品の棚卸)

- 1 乙は、定期的に預託品の棚卸を実施し、甲は、乙による預託品の棚卸に協力する。
- 2 甲の都合により乙が棚卸を行えない場合には、甲が乙に代わって棚卸を行い、乙に報告する。

第7条 (預託品の使用)

- 1 甲は、預託品を使用した際に（使用日）・製品名・モデル番号・ロット（シリアル）番号・数量等が分かる記録を残すものとする。
- 2 甲は、預託品を使用する際には先入れ先出しの原則を遵守するとともに、使用期限を経過した預託品を使用してはならない。
- 3 甲は、預託品をあらかじめ甲の指定した場所以外（甲内に限る）へ移動させる場合には、乙に事前に通知すること。
- 4 甲は、預託品を甲以外の医療機関等に持ち出し、甲以外で使用することはできない。
- 5 甲が預託品の包装を開封した場合、当該預託品を使用したものとみなす。また、甲が預託品を使用するにあたり破損、汚損、滅失その他の事由により預託品として使用できない状態になった場合、又は、甲の責めに帰すべき事由により預託品の使用期限が経過した場合、又は、甲が乙に事前の通知をせずに預託品をあらかじめ甲の指定した場所以外へ移動させた場合、預託品の使用があったものとみなす。
- 6 棚卸の結果、差異が生じた場合、乙の責めに帰すべき場合を除き、甲による預託品の使用があったものとみなす。

第8条 (所有権の移転)

預託品の所有権は、甲が預託品を使用した時、又は、第7条第5項及び第6項により使用

したとみなされる場合に、乙から甲に移転する。

第9条 (代金の支払い)

乙は、毎月●日に、乙から甲に売り渡された預託品の代金総額を集計し、甲に請求書を発行する。甲は、当該請求書記載の方法に従い、預託品の代金を乙に支払う。なお、甲は、請求書の発行及び/又は支払いを受託業者を通じて行うことを希望する場合は、乙との間で支払い方法について別途合意するものとする。

第10条 (法令遵守)

甲及び乙は、薬機法、医師法、医療法、独占禁止法、景品表示法、個人情報保護法、医療機器業公正競争規約、その他の関連法令及び業界団体自主ルールを遵守し、公正かつ適正な事業活動を行う。

第11条 (不可抗力)

各当事者は、天災地変その他の不可抗力により本覚書の履行が不能となり、又は遅延した場合には、相手方に対して責を負わない。

第12条 (秘密保持)

- 1 甲及び受託業者並びに乙は、本覚書及び個別契約の履行により知り得た相手方に関する営業上又は技術上の情報(以下「秘密情報」という。)を本覚書及び個別契約の目的以外のために使用してはならず、また相手方の書面による同意なく、第三者に開示してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に含まれない。
 - (1) 開示を受けた時点で既に保有していた情報。
 - (2) 開示を受けた時点で既に公知となっていた情報。
 - (3) 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報。
 - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発又は取得した情報
- 3 本覚書が終了した場合又は相手方から返還を求められた場合は、甲、受託業者又は乙は、相手方に対し、秘密情報が表示、記載又は記録された書面、写真及びデータその他一切の資料(複写物及び複製物を含む。)を直ちに返還する。返還が不可能又は困難な場合には、相手方の指示に従って当該資料を消去又は破棄するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、甲、受託業者及び乙は、法令等により行政機関、裁判所、金融商品取引所その他の公的機関から開示を要求された場合、秘密情報を開示することができる。但し、この場合、法令等に違反しない限り、開示前に相手方にその旨を通知し、開示の範囲が限定されるよう合理的な努力を行うものとする。

第13条（契約期間）

本覚書の有効期間は、本覚書の締結日から[1]年間とし、契約期間が満了する日の1か月前までに甲又は乙から相手方に対し何らの申し出がないときは、本覚書は同一条件をもってさらに1年間更新されるものとする。

第14条（解除）

- 1 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、催告を要することなく直ちに本覚書及び個別契約を解除することができる。
 - (1) 手形又は小切手の不渡りその他債務の履行が困難と認められる事由が生じたとき。
 - (2) 仮差押え、差押え、強制執行若しくは担保権の実行として競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - (3) 監督官庁より営業許可の取消し又は営業停止処分その他重大な行政処分を受けたとき。
 - (4) 破産手続、民事再生手続、会社更正手続、特別清算手続又はこれらに類する倒産手続開始の申立てを受け、又は自ら申し立てたとき。
 - (5) 解散又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡を決議したとき。
 - (6) 重大な法令違反を犯したとき。
 - (7) その他前各号に準じる事由により甲乙間の信頼関係が著しく損なわれたとき。
- 2 甲及び乙は、相手方が本覚書又は個別契約に違反し、相手方に対して相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内にこれが是正されないとときは、本覚書又は個別契約の全部又は一部を解除することができる。疑義を避けるため、受託業者による本覚書又は個別契約の違反は、甲の違反とみなされる。

第15条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲及び受託業者並びに乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
 - (2) 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本覚書又は個別契約を締結するものでないこと。
 - (4) 自ら又は第三者を利用して、本覚書又は個別契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 甲若しくは受託業者を一方当事者とし、乙を他方当事者として、いずれかの当事者に

- について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本覚書又は個別契約を解除することができる。
- ア 前項第(1)号又は第(2)号の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - イ 前項第(3)号の確約に反し本覚書又は個別契約を締結したことが判明した場合
 - ウ 前項第(4)号の確約に反した行為をした場合
- 3 甲及び乙は、相手方（甲については受託業者を含む）が本覚書又は個別契約に基づく義務の履行のために利用した第三者が反社会的勢力であると合理的に判断したときは、相手方に当該第三者との関係を速やかに解消することを要求し、相当期間内に当該関係が解消されたことの証明がない場合には、本覚書又は個別契約を解除することができる。
- 4 第2項又は前項の規定により本覚書又は個別契約が解除された場合には、解除された当事者は、その相手方に対し、解除によって生じた損害を賠償するものとする。
- 5 第2項又は第3項の規定により本覚書又は個別契約が解除された場合、解除された当事者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

第16条（準拠法・管轄）

本覚書及び個別契約の準拠法は日本法とし、本覚書又は個別契約に関連して生じた紛争については、●●地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

第17条（誠実協議）

本覚書に定めのない事項又は本覚書の規定の解釈につき疑義が生じた場合は、両当事者が誠実に協議し、その解決をはかるものとする。

本覚書の成立を証するため、本覚書3通を作成し、各自記名押印又は署名のうえ、各1通を保管する。

●年●月●日

甲：[住所]
[医療機関名]
[代表者名]

受託業者：[住所]
[社名]
[代表者名]

乙 : [住所]
[社名]
[代表者名]